

令和6年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名: 埼玉県
 農業委員会名: 吉見町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日	令和 6 年 4 月 1 日	任期満了年月日	令和 9 年 3 月 31 日	
	農業委員	定数	実数	担当区域数
農業委員数	10	10		
認定農業者	—	6		
認定農業者に準ずる者	—	0		
女性	—	1		
40代以下	—	0		
中立委員	—	2		

2 農家・農地等の概要

	経営体数		農業者数(人)		経営体数(経営体)	
総農家数	888		基幹的農業従事者数	578	認定農業者	105
農業経営体数	470		女性	209	基本構想水準到達者	4
※ 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入			40代以下	8	認定新規就農者	8
			※ 直近の「農林業センサス」又は 「農業構造動態調査」に基づいて 記入		農業参入法人	6
					集落営農経営	2
					特定農業団体	
					集落営農組織	2

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	1,160	271				1,430

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)		
	1,430	ha	661.72	ha	46.3	%
課題	農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の分散等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっており、農地中間管理事業等を活用し、利用集積を図る。さらに、農地利用集積を推進するため、制度の周知を図ることが必要である。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	15 年度	集積率	56 %
今年度の新規集積面積	14.00 ha	農地面積(C)	1,430 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	675.72 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	47.3 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	9.56 ha	3.23 ha	6.33 ha
課題	農家の後継者不足による担い手の高齢化や農家戸数が減少する中、個々の農家の努力や行政の取組みには限界があるが、遊休農地の発生抑制・解消を進めていくことが必要。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	3.60 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.72 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	53.70 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	埼玉県、吉見町産業振興課、農地中間管理機構などの関係機関と協議を行い、遊休農地の解消方針を決め、状況に応じて工程表を作成する。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.29 ha
---------------------------	---------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和3年度新規参入者	令和4年度新規参入者	令和5年度新規参入者
	1 経営体	1 経営体	1 経営体
	0.00 ha	0.20 ha	0.24 ha
課題	農業従事者の高齢化、農業後継者不足等により、農家人口が減少する中で、法人を含め、担い手の育成・確保を図っていくことが必要。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
	103.30 ha	119.20 ha	172.83 ha	131.78 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			13.20 ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	10 人
		農地利用最適化推進委員の人数	8 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
6・12月	新規参入の促進	産業振興課と農業委員会による就農相談を行う。
10月	農地の集積	地域計画策定に向けて、農業委員・推進委員と町農政係及びJA等関係部局と連携し地区ごとの説明会に参加して担い手への集積活動を行う。
12月	遊休農地の解消	農業委員・推進委員を中心に行なった利用状況調査を基に、町内の遊休農地の発生防止・解消を図る。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	6月	相談会名	新規就農総合支援事業における巡回訪問
参加者数	3	開催場所	吉見町役場
相談会の内容	産業振興課、農業委員会事務局による就農相談会		
開催時期	12月	相談会名	農業次世代投資事業における中間評価
参加者数	3	開催場所	吉見町役場
相談会の内容	産業振興課、農業委員会事務局による就農相談会		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入

(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)